

市立学校において発生した傷害事故に係る和解について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 20 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

(説 明) 令和 3 年、国立市立学校において、教諭の過失に基づく行為により発生した傷害事故について、相手方との間で和解の合意に達したので、和解するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、提案するものである。

市立学校において発生した傷害事故に係る和解について

令和 3 年、国立市立学校において、教諭の過失に基づく行為により発生した傷害事故について、次のように和解する。

1 和解の相手方

住 所 国立市内
氏 名 A

2 和解内容（概要）

- (1) 国立市は、相手方に対し、本件事故により重大な後遺障害を負わせ、今後の社会生活や人生設計に多大な影響を生じさせたことにつき謝罪する。
- (2) 国立市は、相手方に対し、本件事故により生じた損害に対する一切

の賠償債務として２６９５万２６８２円の支払義務があることを認める。

(３) 国立市は、国立市議会において議決を得た後、本件事故に関し国立市と相手方とが合意した和解条項（以下単に「和解条項」という。）に定める期日までに、自己が付保する任意保険会社を通じて前号の金員を相手方の口座に振り込む方法により支払う。ただし、手数料は国立市の負担とする。

(４) 国立市及び相手方は、国立市と相手方との間には、本件事故に関し、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。